

令和8年度
京丹波フードバレー推進事業費補助金
＜募集要項＞

【募集期間】

令和8年6月19日（金）～ 8月18日（火）

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

担当課：京丹波町 企画経営戦略室

TEL:0771-82-3809 FAX:0771-82-2700

E-Mail：kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp

HP：<https://www.town.kyotamba.kyoto.jp>

1 趣旨・目的

フードバレー京丹波推進協議会に加盟する事業者等が2者以上でそれぞれの特性を生かして地場産品を見据えた新商品を開発する事業を支援するため、新商品の開発等を行う際に必要となる経費に対し、補助金を交付します。

2 補助対象期間

交付決定日～令和9年1月29日

3 補助対象事業

(1) 補助金交付対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、フードバレー京丹波推進協議会に加盟する事業者が、2者以上で連携し、互いの特色を生かして地場産品を見据えた新商品の開発等に取り組む事業です。

(2) 補助金交付対象とならない事業

- ・令和9年1月29日までに事業の実施及び対象経費の支払い等が完了しない事業
- ・交付決定日までに着手（契約行為・発注等）している事業
- ・既に国、府、町が実施する他の補助金、交付金、給付金等の交付を受けているもの
- ・既存商品のリニューアルや通常の営業活動の範囲のもの。（例：飲食店における単なるメニューの追加、既存商品のブラッシュアップなど。）

4 補助対象者

補助金の交付対象者（補助事業者）は、下記の（1）～（4）のすべてを満たすものとします。

- (1) フードバレー京丹波推進協議会に1年以上加入する事業者等
- (2) 町内に事業所等を設置し、継続した事業活動を行うことができる者
- (3) 町税等（町が管理運営する公共料金及び利用料金を含む。）を滞納していない者
- (4) 京丹波町暴力団排除条例（平成23年京丹波町条例第23号）第2条に規定する暴力団員等を有していない者

※原則、上記の要件をすべて満たすものとするが、連携するいずれかの事業者が上記の要件をすべて満たし、かつ、連携する事業者のすべてが協議会に加入している場合は、町内に事業所等を設置していない事情を含んでも対象とする。

5 補助金の額

事業名	補助率	補助上限額
コラボ商品開発支援事業	1/2	50万円

※1,000円未満の端数については切り捨てになります。

※補助金の交付を申請することができる補助対象事業の件数は、補助事業者ごとに1件です。

6 補助対象経費

(1) 補助金交付の対象となる経費（補助対象経費）は、下記に掲げる経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費に該当する経費とする。

- ・試験及び検査等に要する経費
- ・原材料の調達に要する経費
- ・商品の製作、改良に要する経費
- ・新商品開発に係る調査に要する経費
- ・商品のパッケージの製作に要する経費
- ・専門家の招へい等に要する経費

(2) 補助対象外となる経費は次のとおりです。

- ① 人件費（従業員の給与等）
- ② 補助金申請に係る費用、税務申告や決算書等作成のための税理士等に支払う費用
- ③ 不動産購入費、家賃等の固定経費
- ④ 接待交際費等（飲食及び接待費等）
- ⑤ 官公署に支払う手数料（印紙代等）、振込手数料
- ⑥ 用途が特定できない費用や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

7 申請について

(1) 申請受付期間

令和8年6月19日（金）から8月18日（火）午後5時までの間に下記へ書類を提出してください。（提出先に必着）また、持参の際の受付時間は、役所開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）内とします。なお、提出書類に不備のある場合は受付ができませんので、予めご了承ください。

(2) 提出書類

- ①京丹波フードバレー推進事業費補助金申請書（様式第1号）★

- ②事業計画書（別紙１）
- ③経費内訳書（別紙２）
- ④京丹波町税等完納確認の調査同意書（様式第２号）★
- ⑤会社の概要や事業内容がわかる書類（パンフレット等）

※★のついた書類は原本（押印したもの）が必要です。

※ 提出書類はホッチキス止め及び両面コピーはしないでください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 経費支出根拠資料は収支決算書（別紙２）に基づいて費目ごとに発注書（契約書）、請求書、領収書、明細書等の写しを整理し、１冊のファイルにまとめてください。（交通費については、指定の明細書を作成してください。）

※ 必要に応じて根拠資料原本の確認や現地審査を実施する場合があります。

8 交付決定について

採択した申請者に対しては、京丹波フードバレー推進事業評価委員会において、審査の上、京丹波フードバレー推進事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知します。また、採択結果については、京丹波町ホームページにて公開する予定です。

9 実績報告について

（１）実績報告書の提出

補助対象事業の実績報告については、次の①～⑤に掲げる書類を事業完了日から起算して30日以内または令和9年2月26日のいずれかの早い日までに京丹波町企画経営戦略室へ提出してください。

- ①京丹波フードバレー推進事業費補助金実績報告書（様式第5号）
- ②事業報告書（別紙1）
- ③収支決算書（別紙2）
- ④経費支出根拠資料（発注書（契約書）、請求書、領収書（口座振替依頼書を含む）、明細書等）
- ⑤事業実績の概要がわかる資料、写真等

（２）補助金の額の確定

実績報告書類及び現地審査等に基づき、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容等に適合し、かつ、経費支出の内容等が適正と認めるときは、「京丹波フードバレー推進事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者

（３）補助金の交付

補助金の交付は、交付決定の範囲内において補助対象事業完了後の精算払いとなります。

10 留意事項等

- (1) 補助事業期間中、必要に応じて補助対象事業の進捗状況等についての報告を求めることや、京丹波町担当課による現地調査を行うことがあります。
- (2) 補助事業内容に変更が生じる場合又は、やむを得ない理由により中止する場合は必ず事前に京丹波町担当課へご相談ください。京丹波町担当課との事前協議の結果、事業内容を変更するときは、「京丹波フードバレー推進事業費補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）」を提出してください。ただし、事業目的そのものが変わる変更や変更に伴う交付決定金額の増額変更は認められません。
- (3) 補助対象事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるとき、又はその他補助金の交付の目的を達成し難いと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示を行なう場合があります。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに京丹波町担当課に報告し、その指示を受けてください。
- (5) 補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他関係法令等の違反が認められたとき、もしくは上記（1）～（3）の指示に従わないときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、支払い済みの補助金があるときは、返還を求めます。（補助金額確定通知後も適用します。）
- (6) 本補助事業の関係書類は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存していただくこととなります。（令和14年3月31日まで。）
- (7) 同一の内容について、他の機関が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象事業となりません。
- (8) 事業の実施に当たって、補助事業者の責任において、食品衛生管理の徹底をはじめ事故を防止する体制を構築してください。

(9) 事業の実施に当たって、補助事業者、連携先の責任において、相互に協力しあい事業を実施してください。

(10) 補助事業者は次年度において、事業報告会等で事業実績の報告をお願いする場合がありますのでご了承ください。

11 提出先及び問い合わせ先

京丹波町 企画経営戦略室 経営戦略係（担当：森本）

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

TEL:0771-82-3809

FAX:0771-82-2700

E-Mail : kikakukeiei@town.kyotamba.lg.jp